

## 2027年度介護保険制度改革に向けた意見書

## 2027年度介護保険制度改正に向けた意見書

介護保険制度は3年ごとに見直しが行われ、2027年度の介護保険制度改定に向けては、社会保障審議会において議論が進められてきた。その中で、負担能力に応じた利用者負担割合の引上げや、「軽度な介護者」と位置づけた要介護1、2の生活支援を、介護給付から地域支援事業へ移行すること等の検討が継続されている。

そのうち、介護サービスの利用者負担の増加となる変更は、物価高により高齢者世帯の可処分所得も減っていることから、必要な介護サービスの利用控えの懸念があり、高齢者の生活環境の悪化につながりかねない。さらに、急速な高齢化の進行に伴って、要支援・要介護認定者数は今後も増加する見込みである。一方で、2023年度の介護職員数は前年度から約3万人減となり、人手不足が深刻化している。加えて、2024年度の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が約2%引き下げられた上、人件費等の高騰も相まって事業所経営は厳しさを増し、2024年の介護事業者の倒産件数が179件と、過去最多を記録するなど、制度の持続性が問われている。

国は、2025年度の補正予算で、介護従事者に対し最大1万9千円の賃上げ支援を行い、2026年度には期中改定で処遇改善加算の上乗せを予定しているが、介護職員の処遇の改善と事業所経営の安定のためには、基本報酬の引上げが必須であり、介護保険制度を持続可能なものとし、高齢者が安心して生活できる環境と、介護従事者が就労することができる環境を整えるためには、国の責任に基づく財政負担の強化が不可欠である。

よって、府中市議会は、国及び政府に対し、次の事項を実現することを要望する。

- 1 介護保険利用料の2割負担の対象範囲については、一律の基準による引上げを行うことなく、生活実態や家計負担を十分に踏まえ、慎重に判断すること。
- 2 介護職員の処遇の改善と事業所経営の安定を図るため、基本報酬の引上げをすること。
- 3 介護保険財源に対する国庫負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月16日

様

東京都府中市議会議長

佐藤新悟